

送り付け商法 ~買った覚えのない海産物が...

送り付け商法



突然、海産物の販売業者から電話があり...

「送り付け商法」とは？

注文していない商品を一方的に送り付け、受け取ったことで支払い義務があると勘違いさせて、代金を支払わせようとするものです。

アドバイス

- ◆ 一方的に注文していない商品を送り付けられた場合、契約は成立していないため代金を払う必要はありません。
- ◆ 代金の請求を受けても、支払いには応じないでください。
- ◆ 商品の送り付けがあった日から、事業者による引取りがないまま14日間を経過すれば、商品を自由に処分してかまいません。

フィッシングメール詐欺 ~要注意!



フィッシングメール詐欺



フィッシングメールとは？

偽の電子メールを送り付け、偽のホームページと偽のログイン画面に誘導するなどの方法で、ユーザID、パスワード、クレジットカード番号などの重要な個人情報を盗み出す詐欺メールです。

アドバイス

- ◆ メールやSMSに記載されたリンクからアクセスしたサイトにID・パスワード、クレジットカード情報等は入力しないでください。
- ◆ 金融機関などの名前で送信されてきた電子メールの中で、通常と異なる手順を要求された場合は、内容をうのみにせず、金融機関に確認しましょう。
- ◆ 金融機関のID・パスワードなどを入力するWebページにアクセスする時は、金融機関の公式アプリや公式Webサイトからアクセスしましょう。

福岡市で起こった製品事故

ハンドルロック機能付き自転車の事故



ハンドルロック機能付きの自転車を運転中に、突然ハンドルが動かなくなり転倒し足を負傷した。

アドバイス

乗車前に、自転車に異常がないか点検し、破損している部品がある、変な音がするなどの異常があれば販売店等に相談しましょう。

リコール情報に注意しましょう

事業者が事故の未然防止、再発防止のために発表した商品の無償修理や回収(リコール)は右記のサイトで確認できます。リコール対象製品を使い続けると、事故を引き起こす恐れがあり、大変危険です。対象製品をお持ちでないか確認し、**お持ちの方は、直ちに使用を中止し、速やかに事業者までご連絡ください。**

電球取り換え時の事故



電源のスイッチが入った状態で、口金サイズの異なるLED電球を誤って取り付けをしていたところ、こぶし大の炎が出た。

アドバイス

漏電や感電といった事故になることがあるため、電球を交換する際には、電源とブレーカーを落とすことが重要です。また、交換の際には口金のサイズを確認しましょう。

ドライヤーでの事故



ドライヤーを使用していたところ、コードの付け根部分が断線しており発火し手を火傷した。

アドバイス

電源コードに強い力を加えると、断線したり半断線状態となり発火することがあります。コード類は、曲げたり、ねじったりしないようにしましょう。

もしも、消費者トラブル(契約トラブル)にあってしまったら、**福岡市消費生活センター(092-781-0999)へご相談ください**

【消費者庁リコール情報サイト】 <https://www.recall.caa.go.jp/>
 【経済産業省製品安全ガイド】 https://www.meti.go.jp/product_safety/